

## 令和4年度青森市生活困窮者支援臨時給付金事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、昨今の原油価格及び物価の高騰を受け、特に厳しい生活が予想される低所得の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等への支援策として、食費・光熱水費等の一部を助成する令和4年度青森市生活困窮者支援臨時給付金事業の実施について必要な事項を定め、もって市民生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

### (支給対象世帯)

第2条 生活困窮者支援臨時給付金（以下「臨時給付金」という。）の支給対象世帯は、令和4年10月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳（外国人にあっては外国人登録原票）に登録されている世帯のうち、令和4年度の市民税及び県民税が非課税である者のみで構成される世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年4月6日法律第30号）の規定による支援給付を受けているものを除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
  - (2) 身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）又は精神障害者保健福祉手帳を所持している障害者が世帯構成員となっている世帯
  - (3) 満19歳未満の児童を父母の一方が養育している世帯又は父母に代わって児童の親族が養育している世帯
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める世帯
- 2 前項の規定にかかわらず、青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者を含む世帯は、臨時給付金の支給の対象外とする。
- 3 第1項の高齢者、障害者又は児童（以下「高齢者等」という。）が、基準日から継続して1か月を超えて、別に定める福祉施設若しくは介護保険施設に入所し、又は医療機関に入院している場合は、当該高齢者等は、同項各号の世帯の構成員に含まれないものとみなす。
- 4 第6条の規定による臨時給付金の支給を受ける前に支給対象世帯の構成員全てが死亡したときは、第1項の規定にかかわらず、当該世帯は臨時給付金の支給の対象外であったものとみなす。

### (臨時給付金の額)

第3条 臨時給付金の額は、1世帯当たり10,000円とする。

### (臨時給付金の支給申請)

第4条 臨時給付金の支給を受けようとする世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、令和4年10月17日から同年12月16日までの間に、生活困窮者支援臨時給付金支給申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

### (臨時給付金の支給決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し、臨時給付金の支給の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により臨時給付金の支給を決定したときは、生活困窮者支援臨時給

付金支給決定及び支給額確定通知書を、臨時給付金の不支給を決定したときは、生活困窮者支援臨時給付金不支給決定通知書を、速やかに当該申請者に送付するものとする。

(臨時給付金の支給)

第6条 市長は、前条の規定により臨時給付金の支給を決定したときは、第3条に規定する額を申請者に支給するものとする。

(臨時給付金の返還)

第7条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により臨時給付金の支給を受けたと認めたときは、臨時給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、臨時給付金の支給については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和4年10月17日から実施する。